

ガイアナの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ガイアナ共和国（英語では「Republic of Guyana」。以下「ガイアナ」という）は、南米大陸の北東部のギアナ地方²に位置する立憲共和制国家である。北は大西洋に面しており、東はスリナム、南はブラジル、西はベネズエラに接している。国土の面積は約 21.5 万平方キロメートルで、日本の本州よりやや小さい程度の大きさである。ガイアナの国土の約 8 割は、熱帯雨林で覆われている。

ガイアナは、南米で唯一、英語を公用語とする国である³。首都はジョージタウン、通貨はガイアナ・ドルである。約 78 万人いるガイアナ国民の構成は、インド系が約 44%⁴、アフリカ系が約 30%、混血が約 17%、先住民が約 9%等となっている。このように、インド系とアフリカ系の人口が多い点が、ガイアナの人口構成の特徴である。宗教については、キリスト教が約 57%と多数を占めているが、他の宗教も広く普及しており、ヒンズー教が約 28%、イスラム教が約 7%となっている。

現在のガイアナのある地域には、もともとアラワク人及びカリブ人等の生住民が居住していたが、1498年にクリストファー・コロンブスが欧州人として初めて発見したのに続き、1499年にアロンソ・デ・オヘダ及びアメリカゴ・ヴェスプッチが上陸した。1621年以降のオランダ西インド会社による支配を経て、1814年には英国の植民地、1831年には英国領ギアナとなった。ガイアナのサトウキビのプランテーション農園で働かせるために、アフリカから多くの黒人奴隷が強制的に連れて来られた。1834年に奴隷制が廃止されると、サトウ

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 「ギアナ」(Guiana)は、先住民の言語で「水の多い土地」を意味する言葉に由来する。ギアナ地方は、17世紀以降のヨーロッパ諸国による植民地争いの結果、1814年のパリ条約に基づき、英国（英領ギアナ→ガイアナ）、オランダ（スリナム）、フランス（仏領ギアナ）に分割統治されることとなったという経緯がある。

³ 但し、実際には、英語系のガイアナ・クレオール語、ヒンディー語、ウルドゥー語、先住民の言語も使用されている。

⁴ 中南米諸国の中で、インド系が人口の3～4割以上を占める国は、ガイアナ、トリニダード・トバゴ及びスリナムである。これらの国では、奴隷制が廃止された後、サトウキビのプランテーション農園における労働力の不足を補うため、インドから多くの契約労働者（年季奉公人）を受け入れた。松本八重子著「インド系年季奉公人から多数派へ」（国本伊代編著『カリブ海世界を知るための70章』（明石書店、2017年）所収）110頁。

キビのプランテーション農園における労働力が不足するようになり、ガイアナは、インドから多くの契約労働者（年季奉公人）を受け入れた。1966年5月26日、ガイアナは、英連邦加盟国の一つとして、英国から独立した。さらに、1970年2月23日には、共和制への移行を宣言するとともに、社会主義的な協同組合制度を基礎とする政治体制を志向するものとして、国名を、「ガイアナ協同共和国」（英語では「Co-operative Republic of Guyana」）⁵に変更した。その後のガイアナでは社会主義的な政策が推し進められたが、経済は低迷を続け、1999年には重債務貧困国の認定を受けた。しかし、近時は、自由主義的・資本主義的政策が採られるようになり、安定的な経済成長⁶を果たしつつある⁷。

ガイアナの産業は農業が中心である。とくに、米、トウモロコシ、かんしょ、キャッサバ、ヤムいも、タロいも、ココナッツ、キャベツ、トマト、サトウキビ、オレンジ、レモン、ライム、グレープフルーツ、パイナップル、バナナ等の生産が多い。また、鉱業も盛んであり、とくに、ボーキサイト、金及びダイヤモンドが採掘されている。最近になって、ガイアナ沖合付近において大規模な海底油田が発見され、大きな注目を集めている。当該海域は、ガイアナとベネズエラがいずれも領有権を主張しており、現在、国際司法裁判所の調停による解決が図られている。

ガイアナは、1995年に世界貿易機関（WTO）に加盟した。また、地域経済共同体たる「カリブ共同体」（CARICOM）にも加盟している。カリブ共同体は、加盟国の経済統合を目指すとともに、加盟国間の外交政策の調整、社会的・文化的・技術的発展のための協力等を行う共同体であり、現在、カリブの14か国1地域が加盟している⁸。カリブ共同体の事務局は、ガイアナの首都ジョージタウンに置かれている。ガイアナは、カリブ共同体加盟国及び周辺諸国（スリナム、ベネズエラ、ブラジル等）⁹のほか、米国、カナダ及び英国等の欧米諸国や、キューバ、中国及びインド等とも友好関係を維持している。

ガイアナの法制度は、英国法の流れを汲み、①コモン・ロー、②制定法等により形作られている。ガイアナの裁判所は、カリブ司法裁判所、英国及びガイアナの判例を引用する。但し、近時は、制定法の重要性が増大している。

II 憲法

⁵ 現在でも、ガイアナの憲法には、「Co-operative Republic of Guyana」（「ガイアナ協同共和国」）と規定されているが、正式な国名としては、「Republic of Guyana」（「ガイアナ共和国」）が用いられている。

⁶ 実質 GDP 成長率は、2014年が3.8%、2015年が3.2%、2016年が3.3%、2017年が2.9%となっている（JICAの「国別主要指標一覧（2019年3月版）」を参照）。

<https://libportal.jica.go.jp/library/public/data/Index/SouthAmerica/Guyana.pdf>

⁷ 本稿におけるガイアナの歴史等については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2019年版』（二宮書店、2019年）442～443頁等を参照した。

⁸ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kikan/caricom/gaiyo.html>

⁹ 但し、ガイアナは、スリナム及びベネズエラとの間で国境画定問題を抱えている。

1 総説

ガイアナの現行憲法は、1980年2月20日に採択され、1980年10月6日に施行された。その後、1984年、1988年、1990年、1991年、1992年、1993年、1995年、2000年、2001年、2003年、2004年、2006年、2007年、2009年、2015年、2016年というように、頻りに憲法改正が行われてきた。社会主義を宣言するガイアナの現行憲法は、現在、憲法改正委員会において、新たな憲法の制定に向けた検討が行われている。

全232条から構成されるガイアナ憲法の体系は、表1のとおりである¹⁰。

表1：ガイアナ憲法の体系（2009年までの改正を反映。別紙は省略）

前文		
第1部 一般原則	1 国家及び憲法	
	2 政治的、経済的及び社会的制度の原理及び基礎	
	3 個人の基本的権利及び自由	
	4 市民権	
	5 民主的権力の最高組織	
	6 議会	議会の構成、選挙、議会の権力及び手続、召集・閉会・解散
	7 地方自治	地方の民主的組織
	9 大統領	
	10 行政	
	11 司法	司法最高裁判所、司法最高裁判所裁判官、上訴
	12 サービス委員会	
	第2部 特別規則	1 個人の基本的権利及び自由の保護
1A 人権の保護		
2 議会		
4 大統領		
5 行政		大臣等、オンブズマン
6 司法		
6A 防衛及び安全保障		
7 サービス委員会	司法サービス委員会、公共サービス委員会、	

¹⁰ ガイアナ憲法（英語）は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://parliament.gov.gy/constitution.pdf>

		教育サービス委員会、警察サービス委員会、民族関係委員会、権利委員会 基本的権利及び法の支配の促進・向上のための委員会、人権委員会、女性及び性平等委員会、原住民の委員会、子どもの権利委員会、公的調達委員会、委員会設立のための原則、年金、公共サービス不服審判所
	8 財政	
	9 雑則	
	10 解釈	

2 統治機構

(1) 行政府

ガイアナの国家元首及び軍の最高司令官は、大統領である。大統領は、政党の候補者名簿により選出される。大統領の任期は 5 年であり、再選回数の制限は無い。大統領は、政府を指揮し、首相及び副大統領を任命する。

内閣は、大統領、首相、副大統領及びその他の大臣により構成される。内閣は、大統領を補佐し、議会に対して責任を負う。

(2) 立法府

ガイアナの立法府たる議会（国民会議）は、一院制が採用されている。国民会議の議員定数は 65 名である。国民会議の議員の任期は 5 年である。

議会の権限としては、①法律を制定すること、②憲法のいずれかの規定を改正すること等が挙げられる。

(3) 司法府

ガイアナの司法府は、①カリブ司法裁判所（Caribbean Court of Justice (CCJ)）、②司法最高裁判所（これには、控訴裁判所及び高等裁判所がある）、③治安判事裁判所により構成される。

「カリブ司法裁判所」は、2002 年 2 月 14 日にガイアナのブリッジタウンで締結された「カリブ司法裁判所設立条約」に基づき、2003 年にトリニダード・トバゴの首都であるポート・オブ・スペインに設立された。ガイアナでは、従前は、控訴裁判所の判決に対する上訴事件の管轄権を、英国枢密院司法委員会が有していたが、2009 年より、「カリブ司法裁判所」に移管した。7 名又は 5 名の裁判官により構成される「カリブ司法裁判所」は、①カリブ共同体条約に係る紛争について審理・決定する権限、及び②加盟国（ガイアナを含む）

における民事事件・刑事事件の上訴審として審理・決定する権限を有する¹¹。

ガイアナ国内の司法組織において「司法最高裁判所 (Supreme Court of Judicature)」と呼ばれるものの中には、「控訴裁判所」(Court of Appeal) 及び「高等裁判所」(High Court) が含まれる。

控訴裁判所は、首都ジョージタウンに 1 か所だけ設置されている。高等裁判所から上訴された民事事件・刑事事件等の上訴審を管轄する。

高等裁判所は、3つの地方に設置されている。訴額が 5 万ガイアナ・ドルを超える民事事件及び刑事事件等を管轄する。高等裁判所における民事事件は、1名の裁判官により審理される。

控訴裁判所及び高等裁判所の裁判長は、大統領により任命され、これらの裁判所のその他の裁判官は、司法サービス委員会により任命される。裁判官の定年は 65 歳である¹²。

治安判事裁判所は、訴額が 5 万ガイアナ・ドル以下の民事事件及び一定の犯罪の刑事事件等を管轄する。

3 人権

ガイアナ憲法には、詳細な人権カタログが規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権の多くは、ガイアナ憲法においても、ほぼ同様に保障されているといえる。但し、ガイアナ憲法は、日本国憲法に比べ、各条文が非常に長く、各人権の内容が非常に詳細に規定されているという特徴がある。

ガイアナ憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①休息・レクリエーション・レジャーの権利が、明文で規定されている (23 条)。
- ②高齢者及び障害者の医療的及び社会的援助を受ける権利が、明文で規定されている (24 条)。
- ③環境を改善し、国家の健全性を保護する活動に参加する義務が、明文で規定されている (25 条)。
- ④未成年者・子どもの権利が、明文で規定されている (28 条、38A 条～38E 条、212U 条、212V 条)。
- ⑤非嫡出子を差別してはならないことが、明文で規定されている (30 条)。
- ⑥国家を防衛する義務が、明文で規定されている (33 条)。
- ⑦先住民の権利について配慮している。即ち、先住民の委員会の設置により、先住民の地位の強化及びニーズへの対応メカニズムの強化を図っている (149G 条、212S 条、212T 条)。
- ⑧環境権が、明文で規定されている (149J 条)。
- ⑨緊急事態について、明文で規定されている (150 条)。

¹¹ <http://www.cci.org/>

¹² https://www.indexmundi.com/guyana/judicial_branch.html

⑩人権保護請求について、明文で規定されている（153条）。

⑪オンブズマン制度が採用されている（191条～196条）。

Ⅲ 民法

ガイアナには、ドイツやフランスにおけるような民法典は制定されていない。しかし、個別の分野ごとに制定された法律（例えば、「土地法」、「消費者保護法」）が存在する。ガイアナの民法の内容は、基本的には英国法及びコモン・ローの影響を強く受けている¹³が、若干の変容を受けている（但し、土地保有権等については、コモン・ローは適用されず、オランダ法の影響痕跡が残っている）。

ガイアナの1998年土地法は、国有地を管理する政府機関の権限及び土地の登録について規定している。同法によると、森林委員会は林業の、地質・鉱山委員会は鉱山開発の、土地測量委員会は農業の、それぞれ、許可権限を有している。ガイアナの森林の大部分は州有林であるところ、地域住民にはその利用権が認められている¹⁴。

Ⅳ 会社法

外国投資家がガイアナに投資する場合、国内法人の株式を譲り受けること、会社を設立すること、支店を設置すること、国内事業者とジョイント・ベンチャー又はパートナーシップを組むこと等の手段が認められる。

ガイアナで外国投資家が会社を設立する場合、会社法の規定に従わなければならない。株主は1名以上20名以下でなければならないが、株主の国籍は問わない。優先株を発行することも認められる。会社登記は、ジョージタウンにある登記局（Deed Registry）において行う必要がある。会社設立手続に要する期間は、通常は、約8日間である。ガイアナでは、他のカリブ諸国と異なり、会社の倒産についても、会社法に規定されている。会社法によると、会社は、裁判所の命令により、又は自発的に、倒産手続を行う。倒産手続の中で、会社の取締役等は、付加的な義務を負わされる可能性がある¹⁵。

会社の具体的な設立手続は、以下のとおりである¹⁶。

①申請者が、登記局において会社名称を調査し、候補名を登録する。

②事務官が、申請者の提出した会社設立関係書類（定款、取締役の通知、取締役就任同意書、秘書役の通知、秘書役就任同意書、登録された事務所の通知、法令遵守宣誓書、（必

¹³ <http://countrystudies.us/guyana/78.htm>

¹⁴

http://redd.ffpri.affrc.go.jp/pub_db/publications/safeguard/img/H27_case12_safeguard.pdf

¹⁵ <http://goinvest.gov.gy/invest-now/>

¹⁶ <https://www.business.gov.gy/doing-business/1-5-registering-a-company/>

要に応じて) 社内規則) が要件に合致するか否かを確認する。

③事務官により上記書類が要件に合致すると認められた後、申請者は手数料を納付する。

④申請者により手数料が納付された後、事務官は、登記局のシステムに当該会社の情報を入力し、設立証明書を作成する。

⑤登記官が、設立証明書に署名する。

⑥署名済み設立証明書の写しが、要求に応じて申請者に交付される。

V 民事訴訟法

ガイアナにおける民事訴訟法制度は、基本的に、英国の民事訴訟法制度の強い影響を受けているが、若干の変容を受けている。

ガイアナは、英国のコモン・ローの流れを汲んでおり、①事実と争点を実質的に同一である限り、裁判所は先例に従わなければならない、また、②争点が同一である限り、上級裁判所の下した先例に下級裁判所は従わなければならない。

ガイアナでは、司法最高裁判所の規則及び命令により、審理前及び中間段階における申立て(例えば、ディスカバリー、インジャンクション、サマリー・ジャッジメント)について規定されている¹⁷。

ガイアナにおける民事紛争の当事者は、ガイアナの裁判所への訴訟提起のほか、調停や仲裁等の裁判外紛争解決手段(Alternative Dispute Resolution (ADR))を採ることもできる。和解・調停に関する法律は、現時点では制定されていないが、実務上は、裁判所の積極的な関与の下、代替的紛争解決手段として、和解・調停がよく利用されている¹⁸。

VI 刑事法

ガイアナの現行刑法は、1893年に制定され、改正を経たものである。

ガイアナは、刑法を含むいくつもの法律において、死刑を存置している(但し、最後に死刑が執行されたのは1997年であり、その後、死刑は執行されていない)¹⁹。

ガイアナにおける殺人罪の人口10万人あたりの犯罪発生件数についてみると、2015年には19.4件であった(後者の数字は、南米では、ベネズエラ、コロンビア及びブラジルに次いで第4位である)。全世界の平均である6.2件よりもかなり高い数値となっていることから、ガイアナの殺人罪の発生率は高いといえる。また、ガイアナにおける強盗罪の人口10万人あたりの犯罪発生件数は191件、住居侵入窃盗の人口10万人あたりの犯罪発生件

¹⁷ 「Legal Aspects of Doing Business in Latin America」(JURIS、2017年)の「Guyana」4頁。

¹⁸ 「Legal Aspects of Doing Business in Latin America」(JURIS、2017年)の「Guyana」4頁。

¹⁹ <https://www.deathpenaltyworldwide.org/country-search-post.cfm?country=Guyana>

数は 278 件となっており、いずれも全世界の平均よりかなり高い数値となっているのみならず、近年増加傾向にある²⁰。ガイアナにおける犯罪の多くは、首都ジョージタウンで発生している。

以上のようにガイアナの治安が悪い原因としては、他の中南米諸国の多くと同様に、①警察官・刑務官・軍人等の法執行機関職員を取り巻く状況の厳しさ（施設・設備・資金・人員等の不足）、②刑事司法制度の問題（裁判の長さ、刑務所の過剰収容）、③汚職の深刻さ、④貧富の差の拡大、⑤国民の規範意識の鈍麻等²¹が挙げられよう。

ガイアナにおける刑事訴訟事件の第一審は、多くの場合、治安判事裁判所で行われる。治安判事裁判所の判決に不服がある場合、高級裁判所に上訴することができる。

VII 参考資料

以上、ガイアナ法の概要を簡単に紹介してきたが、ガイアナ法については、日本語の文献・論文等は非常に少ない。しかし、ガイアナは英語を公用語とするため、英語による情報源及び文献・論文等については、インターネット上である程度存在する。ガイアナ法を英語で調査するための情報源としては、本稿の脚注で紹介したウェブページを参照されたい。

英国法の流れを汲むガイアナの法令は、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、英語を公用語とし、米国・英国等との繋がりが強いこと、最近、ガイアナ沖合付近において大規模な海底油田が発見され、今後の経済発展が期待されていること等にみられるガイアナの重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、ガイアナの法制度の動向については引き続き注視していく必要がある。今後、ガイアナ法に関する日本語の文献・論文等が増えてくることを期待したい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.47 No.6』（国際商事法研究所、2019年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第26回 ガイアナ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²⁰

<https://publications.iadb.org/en/publication/12914/understanding-and-combatting-crime-guyana>

²¹ 鈴木美香著『トリニダード・トバゴ カリブの多文化社会』（論創社、2018年）267～270頁を参照。